令和5年度 松本市社会福祉協議会 事業計画書



目 次

社	会福	[祉法人松本市社会福祉協議会 使命・理念・基本目標 ・・・・・・・・・]
令	和5	年度事業計画策定にあたって · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
Ι.		は域福祉の推進 1点目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		·····································
	1	地域福祉活動の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6~10
	2	ボランティア活動の推進 ・・・・・・・・・・・・11~12
	3	生活支援体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・・・・13~14
	4	児童・高齢者福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・15~16
П	暮	- 5らしの支援と権利擁護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17~19
Ш	介	- 護サービスの提供 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20~22
IV	障	賃害者福祉の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23~28
V	組	 織の基盤強化・発展 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29~30

社会福祉法人松本市社会福祉協議会 使命•理念•基本目標

【使命】

私達は、誰もが安心して、自分らしく暮らし続けることができる、福祉のまちづくりを 推進します。

【理念】

- 1 人と人とのつながりが広がる社会の実現
 - 〜地域の中で、人と人との様々なつながりがより多く広がることで、孤立する人のいない社会の実現 を目指します。
- 2 利用者の想いに寄り添う福祉サービスの実現
 - 〜個人の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い多様な福祉サービスの実現を 目指します。
- 3 地域に根ざした福祉ネットワークの実現
 - ~地域福祉・生活福祉・在宅福祉・障害福祉の支援体制を充実させ、関係者間の連携強化により、より幅の広いネットワークの実現を目指します。

【基本目標】

- 1 ボランティアや児童生徒も含め、住民の誰もが参画する、地域福祉のコミュニティづくりのため、新たな発想と視点による福祉活動に取り組みます。
- 2 利用者が尊厳をもって在宅生活が送れるよう、利用者本位の生活支援と福祉サービスを 提供します。
- 3 地域・生活・在宅・障害の各福祉部門において、様々な福祉ネットワークを構築するため、 積極的な地域連携・多職種連携を進めます。
- 4 地域・生活福祉部門と介護・障害福祉部門の両輪による、永続的な組織運営を基本とします。
- 5 事業と組織について住民の理解を深めるため、積極的に情報公開を行い、説明責任を 果たします。
- 6 職員が互いを思いやり、共に成長するために、組織内の連携を強め、働きやすい職場環境づくりを進めます。

令和5年度事業計画策定にあたって

1 社会福祉を取り巻く状況

3年以上にわたり続いている新型コロナウイルス感染症対策に一定の区切りがつけられる見込みになりました。国民の間で予防対策や感染時の対応が定着し、本来の社会活動・経済活動を取り戻す機運が高まっています。しかしながら地域福祉に加えて福祉施設も運営する本会は、引き続き感染防止対策に注力する必要があります。

一方、少子高齢化による影響が顕著になり、地域福祉においては交通弱者や担い手の不足が大きな課題となっています。また、介護報酬の改定や人材不足による減収、介護需要の変化に伴う利用者の減少、さらに新型コロナウイルス感染症第6~8波の拡大による通所施設の度重なる休業は、本会の経営に過去に例のない影響を与えています。

また、物価高騰による生活困窮が深刻なものとなっており、コロナ対策で貸付した資金の償還管理とあわせて、生活困窮者への継続的で多様な支援が必要です。

2 基本方針

本会創立70周年を契機に令和4年度に策定した、「使命・理念・基本方針」に基づき事業を推進し、地域における支え合いの仕組みづくりと、住民一人ひとりの生活課題の解決に向けて、多職種が連携して取り組みます。

(1)地域福祉の推進

第4期松本市地域福祉活動計画の中間年として、これまでの取組みの評価・検証と計画の見直しを行います。特に各地区で行った地域福祉懇談会を通して把握した地域の福祉課題に対し、地域包括ケアシステムにおける生活支援体制整備等の事業を中心に解決を図ります。また、児童と高齢者の積極的な交流・関わり合いを演出し、地域づくり、児童の健全育成、高齢者の健康と生きがいづくりの相乗的な効果を狙います。

(2)暮らしの支援と権利擁護

コロナ禍や物価高騰の影響による生活困窮をはじめ、障害やひきこもり等により就労に困難を抱えている方の支援を、関係機関と連携して行います。支援を必要としている人へ積極的に働きかけ、本会独特の伴走型の支援で日常生活の安定と社会参加の促進を図ります。

また、認知症や障害などで判断能力が不十分な方の権利を擁護し、生活を守るために、成年後見制度及び日常生活自立支援事業の活用を推進します。

(3) 介護サービスの提供

利用者の想いに寄り添った質の高いサービスの提供を行います。

事業収支が急速に悪化しているため、介護需要の変化に合わせた事業の改廃と 職員配置の見直しを行います。

また、利用者の生活課題を包括的に捉えるために、地域福祉・生活福祉の部門と連携して在宅介護の課題解決に取り組みます。

(4) 障害者福祉の推進

地域共生社会の理念の下で、障害者の社会参加及び日常生活の支援を推進します。本会の障害者支援方針に基づき、一人ひとりの個性を尊重したサービスの提供と、地域に開かれた施設運営を行うために、職員の資質向上と地域住民との交流を通じて障害特性についての理解を促進します。

(5)組織の基盤強化・発展

組織の存続のために、人事制度改革と財政改善を並行して行います。

特に人事・給与制度については、職員の高齢化が進む一方で新規採用が年々困難になっているほか、職員間における均等・均衡待遇等を実現するために、早期の制度改正を目指します。

平成30年度から続く赤字により本会の財政は危機的な状況となっており、積立金を取り崩さざるを得ない状況です。今後も大幅な収入の増加は見込めないことから、事業仕分けと人件費も含めた経費の抑制を行います。

また、地域住民に開かれた社協、顔の見える関係づくりのため、情報発信のあり方を検討し、積極的な広報活動を行うほか、自然災害や感染症に対応した事業所別の事業継続計画(BCP)を策定し、有事に備えた組織体制の強化を行います。

■ I 地域福祉の推進

◆ 重点目標

1 第4期松本市地域福祉活動計画の見直しと計画の推進

策定から3年目を迎え、中間年度となる第4期松本市地域福祉活動計画(以下「第4期計画」という。)について、計画を引き続き推進するとともに、これまでの取組みの評価・検証と計画の見直しを行います。

(1)第4期計画の評価と見直し

第4期計画の取組みの成果について達成状況を評価・検証し、新たに成果指標の設定を行いながら、計画の見直しを行います。

(2) 地域福祉懇談会において挙げられた福祉課題の解決に向けた取組み

地区社協との地域福祉懇談会(35地区に社協の役職員が出向き、社協の説明や取組みの提案、意見交換の場)において挙げられた福祉課題について、住民組織及び地域づくりセンター等関係機関と共に提案した事業の地区での実施を積極的に支援します。

(3) ボランティアの育成

ボランティア事業運営方針に基づき、地域に開かれたボランティアセンターの機能 を活かすため、地域の担い手となるボランティア人材の育成を行う拠点として事業展 開を図ります。

(4) 多職種連携

地域福祉と介護・障害福祉のネットワーク強化のため、地区担当職員及び地区生活 支援員の情報を介護・障害の福祉職員と共有する等、一体的な地域福祉を推進します。

2 生活支援体制整備の推進

地域包括ケアシステムにおける生活支援体制整備を推進するために、各地区に配置している地区生活支援員が、地域住民や関係職員等と連携し、地区での高齢者等の日頃の困りごとを支援する支え合いの体制づくりと強化を推進します。

また、上記体制づくりの選択肢として、有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」 について、住民が主体となった支え合い活動とするため、地区生活支援員が中心となっ て各地区へ取組みを拡充します。

3 児童福祉と高齢者福祉の連携

「児童福祉業務運営における活動方針」に基づき、本会が長年培った児童センターでの児童福祉と、プラチナセンターの運営や高齢者クラブ連合会との協働で得た知見や経験を生かし、地域の中で積極的に子どもと高齢者が関わり合い、相乗的な両福祉の向上を進めます。

(1)地域との連携による児童館運営

地区の町会役員や福祉関係団体などで構成する児童館運営委員会や保護者等の協力のもと、本会が実施する福祉・ボランティア体験事業等を活用して地域に根づいた行動が行える児童を育成します。

(2) 高齢者の生きがいづくり

プラチナ大学や、各種講座を開催し高齢者の生きがいづくりを推進します。また、 高齢者の経験や技能を地域福祉や児童福祉において活かすことで、地域や世代を越え たつながりを築くことを支援します。

(3) 児童の見守りや世代間交流の実施

プラチナ大学受講者及び卒業生や各種単位の高齢者クラブ会員等を中心に担い手 組織を立ち上げ、各地区を拠点として、高齢者が担い手となった児童の見守り、交流 の場や児童センターを補完する居場所づくりを地域展開します。

4 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知活動

戸別募金等への理解を深めていただくため、募金等の使途や取りまとめ方法等について、上部団体と連携して、重点的な周知に取り組みます。

◆ 事業概要

1 地域福祉活動の推進

(1) 各地区への具体的な取組みの働きかけと地域との協働

地区担当職員と地区生活支援員が、第4期計画の「個別の取組み」から、地区の実 情に合わせながら重点的な取組みを絞り込み、各地区が主体的に取り組めるよう積極 的に地域に出向いて支援します。

(2) 住民同士の支え合いによる地域福祉の推進

ア 地区社協(支会)及び分会社協(町会)が主体的で自発的に行う地域福祉活動の支援を、引き続き地区担当職員と地区生活支援員が共同して、それぞれの地域の地域 福祉活動に参画し、具体的な成果につながる活動に取り組みます。

イ 地域福祉活動推進支援事業の名称変更等

現在の当会の事業名が松本市の「地域福祉活動推進事業交付金」と類似し、利用者が混迷するため、「つむぎちゃんプラン助成金」と名称を変更します。

助成金の活用にあたっては、地区の実情に合わせて、地区担当職員と地区生活支援員が、利用事務者に説明のうえ地区の活用を促します。

なお、本助成金は、制度見直しから3年が経過し、助成内容、助成額について見 直しを求める声もあることから、地区社協会長会等において協議を行います。

- (ア)地区課題の把握・解決事業 (ニーズや課題把握のためのアンケート調査、地域包括ケアにかかる研修等)
- (イ)見守り・支え合い事業、マップ作成事業(高齢者・子ども等の日常的な見守りや声掛け、地区・町会単位でのささえあいマップや防災マップ等の作成)
- (ウ) 地域ふれあい推進事業 (地区や町会で実施する身近で集い、出会い、交流し、 活動する場 (通いの場) づくりとしてのサロンやお茶飲み会など)
- (エ) ボランティア等人材育成事業 (ボランティア及び生活支援の担い手の育成、 つむぎちゃんサポートの仕組みの活用)
- (オ) 住民学習サポート事業(地区社協だよりの発行や、各種講座や学習会)
- (カ) 住民主体事業(ゴミ出しや草取りなどの生活支援や、移動手段が乏しい地域 や高齢者等を対象とした移動支援の体制づくりや運営。住民が主体的に行う、 子どもの登下校や高齢者の見守り支援等に関わる費用)

ウ 地域福祉の担い手育成

拡(ア)地域デビュー講座の開催(年4回講座)

地域福祉やボランティアに興味がある市民や、自らの技能や知識を地域での活動に活かしたい市民が、地域福祉活動について幅広く学び、具体的に地域福祉活動に取り組むきっかけとするための講座を開催します。また、地区・町会単位で開催する地域デビュー講座の開催を支援します。

・内容 ボランティア活動、世代間交流、地域の居場所づくり等の実践活動に ついての講義と実習

新(イ)高齢者運転講習の開催

高齢になっても安全に車で移動ができるように、警察の方から高齢者の運転 について注意するポイントを学ぶとともに、必要に応じて地区担当職員や地区 生活支援員が中心となり、地域と協働して地域ごとに衝突回避支援システム等 安全機能を持つ車の体験試乗を実施します。

- | 拡工 「まるごとヘルパー大作戦」(住民同士の支え合い)の推進拡充(四賀地区) ヘルパー職員を講師に、簡単な料理作りや介護技術を身に着け、住民の誰もが ヘルパーになれる意識づくりの講座を開催し、近所同士の支え合いを進めます。
 - オ 高齢者サロン「ぷくぷくの家」の運営(四賀地区)

一人暮らしや高齢者世帯が増加するなかで、高齢者の引きこもりや孤立を防ぎ、 介護予防や生きがいづくりの場である「ぷくぷくの家」を運営します。

新カ 「ふくふく亭エル」の実施(四賀地区)

高齢者サロン「ぷくぷくの家」を活用し、毎週月曜日に「ふくふく亭エル」の 名称で、高齢者のみならず幅広い年代が楽しく集える場となる企画運営を行い、併 せて心配ごとを話せるニーズ把握の場、それに伴う担い手作りの場とします。

新キ 地域住民講座の開催(交流の場づくり、孤立予防、心身の健康づくり) (全3回)(四賀地区) 自分自身の情報発信の大切さ、健康維持の大切さを学ぶ講座を開催します。

- ク 路線バスを活用したコミュニティサロンの継続実践(四賀地区) 路線バス利用促進に併せて、違った場所で違った人と交流する外出のきっかけ づくりのサロン活動を行います。
- ケ 介護保険事業との連携による「高齢者元気づくり講座」の開催(四賀地区) 町会サロンへ介護の専門職員(機能訓練指導員)が出向き、元気づくりを推進し、 併せて社協をPRします。

(3) 見守り安心ネットワーク事業

ア ささえあいマップ作成の推進

「ささえあいマップ作成支援パンフレット」を活用し、ささえあいの取組みを検討されている地域(地区、町会、常会、隣組等)において、ささえあいマップの作成や活用を支援し、住民同士が話し合い、情報を共有することにより、普段からの要支援者の見守りや災害時における避難支援に備えます。

また、地域で作成したささえあいマップを活用している町会等の事例を紹介し、ささえあいマップを活用した見守り活動を広く周知し、他地域への波及を進めます。

- イ 孤立死を防ぐ地域での見守り体制の見直しと強化(四賀地区)
- 新(ア)地区内企業との見守り連携強化(JA、郵便局、新聞配達員等) 地区内を巡回している企業職員の皆さんを対象に「異変」を感じる事例の 紹介や、感じた後の協働の体制確認と強化を確認する場を設定します。
- 新 (イ) もしもの時の玉手箱(緊急連絡先把握の仕組み)の見直しをすると共に、 小さな常会単位で活用できる「ささえあいマップ」へ移行します。
- 拡(ウ)「えんがわ隊」の拡充(四賀地区)

様々な障害により町会サロンへ来られない方のために、その方の自宅を訪問 し、情報提供や傾聴を行う「えんがわ隊」の拡充を進めます。

- ウ 災害に備えた体制づくり
 - (ア)被災地復興活動講座

実際に被災を受けた方等から避難生活や体験談を伺うことを通じて、災害時の備えや、日頃からの助け合い、ささえあいの重要性について考える講演会等を開催します。

(イ) 地域防災関係の講習の実施

防災に対する意識向上のため、身近な公民館等で地区や町会毎に防災に関する講座を開催します。また、日赤奉仕団等関係団体と連携して炊き出し訓練等を実施します。なお、随時の開催とし、全地区で開催できるよう取り組みます。

(ウ)避難行動要支援者名簿を活用した、災害時個別避難計画づくりへの協力 (西部地区)

各地区が行う災害時個別支援避難計画づくりにおいて、ささえあいマップの 取組みにつながるよう積極的に支援します。

新(エ)町会役員・民生児童委員を中心とした災害時における連携づくりの学習会の 開催(年2回)(四賀地区)

日頃の身近な支え合いの大切さや、災害時の避難誘導と避難所運営をみんな で考える機会とします。

新(オ)地区単位での各種団体と連携した炊き出しの講習(四賀地区) 四賀の4地区で、日赤奉仕団員を中心に、地元の高齢者クラブや児童生徒、 PTA、ボランティアによる炊き出しの講習会を開催します。

(4) 福祉啓発活動

ア 地区・町会等での福祉学習会

従来から市の出前講座メニューとして実施していた講座について、社協独自の「福祉学習会」として、改めて地区・町会へ周知し、地区・町会等からの依頼やサロンなどの行事において、地区担当職員が防災、エンディングノート、いきいきサロン、見守り安心ネットワーク等の啓発に出向きます。

イ 電話でお金詐欺(特殊詐欺)被害防止対策

電話でお金詐欺による高齢者の被害が後を絶たないことから、被害防止対策ガイドラインに基づき、デイサービス及び訪問介護サービス等の職員がチラシや注意喚起資材を活用し、利用者等との直接対話による注意喚起を行います。また、社協つむぎちゃん劇団での啓発や、地区担当職員・地区生活支援員が、ふれあいいきいきサロン等地域住民が集う行事等において注意喚起を行い、地域で見守る体制に繋げていきます。

ウ 「つむぎちゃん通信(広報誌社協まつもと)」の発行

より多くの関心を持っていただくよう、紙面や構成の工夫のほか、社協事業職員 の紹介や、意見募集、社協会費・共同募金・日赤活動資金の使い道などを分かりや すい記事として、親しみやすく読みやすい広報誌を年4回発行します。

| 拡工 本会公式キャラクター「つむぎちゃん」を活用した啓発活動

地域の方々からもご意見を伺いながら、より一層「つむぎちゃん」に親しんでいただき、本会を知ってもらうための新たなPRグッズを作成します。

オ 市社会福祉大会の開催

昨年度に引き続き、表彰式典と合わせて、「地域福祉」を参加者皆で考えるパネルディスカッション等を実施します。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じて、より多くの方が参加できる大会とします。

カ 共同募金、日赤活動資金、社協会費の周知

つむぎちゃん通信を始めとした様々な手段で、募金等の目標額、使途、取りまとめ等について周知を行うほか、必要の都度、松本市町会連合会へ募金等の協力を要請します。

- キ 児童生徒及び市民を対象にした福祉教育の推進
 - (ア) 高校、小中学校、児童センター等での福祉教育の実施 障害をお持ちの方等の協力により、障害者等からの講話や車いすやアイマス ク等の体験等を通じ、児童・生徒が障害者の思いを感じ、自ら福祉について考 える体験学習の実施
 - (イ) 小、中、高等学校、養護学校を対象にした社会福祉普及校への助成
 - (ウ) 社会福祉普及校連絡会の開催による連携強化
- | 拡 (エ) 小中学校との協働による子どもたちの社会参加への支援(四賀地区) 小中学校児童生徒が地域に向けて何ができるのかを手上げ方式で挙げてい ただき、その実現に向けた支援を行います。
 - a 四賀小学校「四賀小ハローワーク」との連携
 - b 会田中学校「暮らしのサポート」の協働推進
 - c 四賀小応援団・会田中コミュニティ―スクールへの参画

(オ) サマーチャレンジボランティアスクールの開催 小学校児童と地域住民との合同で、ボランティア体験学習を行います。 (福祉施設訪問、災害時避難所設営訓練、炊き出し訓練等)

(5) 地域福祉、生活福祉、介護福祉、障害福祉の一体的な地域福祉活動の推進

ア 引き続き本会の地域福祉関係4課(地域福祉課、西部・四賀・北部 各地区センター)で構成する地域福祉推進会議を定期的に開催し、統一した地域福祉活動を進めるため、地区担当職員と地区生活支援員が地域特有の課題解決のための情報共有や取組み方法等を検討し、地域ごとの具体的な活動方法を示したうえで、活動の検証と見直しを繰り返して成果につなげます。

- **拡**イ 地域福祉と介護・障害福祉のネットワーク強化による一体的な地域福祉の推進
 - (ア)介護部門(本所、西部、四賀、北部)で開催している4事業所連絡会議と地域福祉推進会議を合同で開催し、各地区における個別の課題(老々介護、認知症等)や各事業所で必要とする地区の支援等について随時、地区担当職員や地区生活支援員とも情報共有等を行い、積極的な多職種連携による多種多様なサービスの提供につなげます。
 - (イ)障害部門の各事業所の代表者と地域福祉推進会議の代表者との合同会議を開催し、各地区における個別の課題(就労や地域での見守り等)について随時、地区担当職員や地区生活支援員とも情報共有等を行い、地域と協働して地域での見守り体制につなげます。

(6) 福祉団体事務局事務

| 拡ア 共同募金会及び日本赤十字社事業の推進

長野県共同募金会松本市共同募金委員会及び日本赤十字社長野県支部松本市地 区の事務局として、町会等での取りまとめについての周知・啓発や手続きの簡素化 を進めます。

- イ 松本市民生委員・児童委員協議会の運営支援 民生児童委員活動を支援する事務局として、民生児童委員の負担軽減等市と協力 して活動を支援します。
- ウ 福祉団体への支援及び団体事務 市内の地域福祉団体(松本市遺族会、松本市保護司会、松本市ひとり親家庭福祉 会)の事務局として、自主的な団体活動が行えるように必要な支援を行います。
- (7) 結婚推進事業の実施

結婚を希望する男女への出会いの機会を提供し、成婚に向けた支援をするため、同趣味や同年代など、特定の項目を対象としたフリートークを行う出会いのイベント等を開催します。

2 ボランティア活動の推進

- (1) ボランティアコーディネート機能の充実とコーディネート活動
 - ア ボランティア活動希望者に関する相談、活動情報の提供 活動の希望内容に合わせて、活動先や活動内容の提案を行います。 また、活動情報や講座の案内等の周知により、地域の担い手であるボランティア 参加者を募ります。
 - イ ボランティアを依頼したい方への相談及び情報の提供 依頼内容に合わせて、ボランティアやボランティア活動団体についての提案を行 います。また、ボランティア活動情報の積極的な周知により活動を充実させます。
 - ウ ボランティア活動者とボランティア依頼者との需給調整 活動の希望者と依頼者のニーズを把握し、マッチングを行います。また、活動結果を積み上げてその後のマッチング調整に反映します。
 - エ 市民活動サポートセンターとの連携 ボランティア情報の共有や、傾聴ボランティア講座を共同開催します。
 - オ ボランティアコーディネーター研修への参加 市民のボランティアへの関心と理解を深め、その思いとニーズを適切にコーディ ネートできるように、ボランティアコーディネーター研修に参加します。
- (2) ボランティア事業運営方針に沿ったボランティアセンターの活性化
 - ア ボランティアグループや地区ボランティア部会、学生ボランティア活動等との連携、交流・情報交換などを日常的に進めるとともに、多機関が情報を共有し、協働できるように情報交換の機会を設けます。
 - イ ボランティアセンタールームの活用 ボランティア情報の提供・交換やグループのミーティング・交流、また研修・セミナー、ボランティア関連の作業を行う場など、ボランティアセンタールームをボランティアセンターの拠点として活用します。
- (3) 松本市ボランティア交流集会の開催 ボランティア間の情報交換を毎年行うことで、活動の活性化や、全体のボランティ ア活動の底上げするために交流会を開催します。
- (4)ボランティア活動の啓発
 - ア ボランティア「ありがとう (がんばろう)」の集い (全体)
 - イ ボランティア感謝祭(四賀地区)

日頃からボランティア活動に取り組まれている方々に感謝の気持ちを伝え、今後の活動の活力にしていただくとともに、活動者同士の交流と情報共有の場とするために本会がボランティア活動を支援する集いを開催します。

(5) ボランティア講座の開催

ボランティアを実践している活動者を対象にスキルアップと情報交換等のため講座を開催します。

(6)調査・研究活動の推進

ボランティア活動の傾向やニーズについて、アンケートやSNSを活用した調査・ 研究を行い、今後のボランティアセンターの活動に反映します。

(7) 災害ボランティアセンター設置運営等に関する検討・訓練等の実施

ア 災害ボランティアセンター設置・運営訓練等の実施

イ 大規模災害を想定し、松本市総合社会福祉センター以外に災害ボランティアセン ターの拠点となる場所(サテライト等)の調整を行います。

ウ 協力団体等との連携強化、協定締結の推進

新工 災害ボランティアセンターサポーターの募集と情報交換会の開催

非常時の災害ボランティアセンターの設置・運営に備え、災害ボランティアセンタースタッフとして協力していただける市民(災害ボランティアセンターサポーター)を募り、研修・訓練を実施するとともに、サポーターや防災関係者と情報共有などを行う情報交換会を開催します。

(8) ボランティア保険の周知及び加入促進

ボランティアに安心して活動していただくため、ボランティア保険の周知により加入を促進します。

拡(9)ボランティア活動の場の提供

様々なボランティア活動を紹介し、支援していくことで、気軽に誰でもボランティ ア活動に参加できる機運を高めていきます。

ア ボランティア自主企画(星空上映会等)

地域の方が集い、交流する場を学生等が企画から携わり、募集と運営に参加する ことで、多様なボランティア活動を知るきっかけとして、今後のボランティア活動 への参加を促します。

イ 社協つむぎちゃん劇団

ボランティアによる劇団員が、地区の町会サロンやイベント等で、地域住民と一緒に「電話でお金詐欺被害防止」の寸劇を行うことで、地域の皆さんにとって楽しく、分かりやすい周知により注意喚起を行います。

また、新たな演目(認知症の啓発、防災、見守り等)について作成を目指します。

ウ 炊き出しキャラバン隊

希望する地域、イベント等にボランティアによる「炊き出しキャラバン隊」が出張し炊き出しをすることで、子どもや高齢者等への食事支援、地域交流のきっかけづくり、防災・減災意識を啓発します。

3 生活支援体制の構築

(1) 生活支援体制整備事業

地区生活支援員と地区担当職員が、高齢者等の生活支援・介護予防の体制づくりを 進めるために住民及び関係機関と連携し、各地区の実情に沿ってニーズ把握や担い手 の育成、サービスのコーディネートを行います。

- ア 困っている高齢者等を把握し、既存のサービスや活動につなげる。
- イ 不足するサービスの創出や課題解決のための仕組みづくり。
- ウ 担い手の育成・グループ化

拡(2)有償生活支援事業

地区生活支援員が中心となって、有償生活支援事業の協力会員と利用会員のマッチング等の業務の拡充を更に推進し、地区における生活支援の一つとして体制整備を進めます。また、利用の利便性や業務の効率を考え、提出する関係書類を簡素化し、地域にとってより身近な事業となるよう取り組みます。

- ア 住民への広報、事業説明会の実施
- イ ニーズの把握、利用促進
- ウ 協力会員の発掘と研修会の実施
- エ サービスの受付・事前調査
- オ サービスのコーディネート、事後調整
- カ 利用料の収受、報酬の支払い(本所業務)
- キ 高齢者生活支援サポーター養成講座の開催(西部地区) つむぎちゃんサポートの協力会員が少ない西部地区では、高齢者の日常生活の困りごとを手伝うサポーターを養成し、生活支援体制整備を促進します。
- (3) 地域包括支援センター(担当地区:南部、南西部、西部)の運営

ア 総合相談支援

地域住民の福祉に係る総合相談・手続きの窓口として、必要な制度の紹介や関係 機関との連絡調整を行います。

イ 介護予防ケアマネジメント

介護度が要支援の方や生活機能の低下が見られる方のケアプランを作成し、地域 の通いの場の紹介や生活支援サービス・介護予防事業への利用調整を行います。

ウ 高齢者の権利擁護

高齢者への虐待防止や特殊詐欺対策の推進、成年後見制度の紹介等を行います。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域における支援ネットワークづくりや、個々の介護支援専門員に対する助言や 支援を行います。

また、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決に取り組むとと もに、個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより、地域に共通した課題の明 確化や共有された地域課題の解決に必要なサービスや地域づくりにつなげます。

オ 受託センターの連携

松本市から受託している3センターの情報交換やスキル支援を定期的に行うことで、職員の資質向上と連携したサービス提供を行います。

4 児童・高齢者福祉の推進

(1) 児童福祉事業

- ア 児童センター(18館)・放課後児童クラブ(2館)の運営
 - (ア) 運営委員会の開催(年1回)
 - (イ) 運営委員と各館の日常的な関わりを推進
 - (ウ) 保護者との懇談及び保護者アンケートの実施
 - (エ) 地域活動クラブへの助成
- イ 児童センターで実施する事業
 - (ア) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)(18カ所)
 - (イ) 一時利用事業
 - (ウ) つどいの広場事業(15カ所)
 - (エ) 休日つどいの広場事業 (芳川児童センターつどいの広場)
 - (オ) 青少年の居場所事業(あがた児童センター)
 - (カ) 地域との連携事業 (児童による地域貢献)
 - (キ) 自然とのふれあい事業
 - (ク) 保護者への子育て支援活動
 - (ケ) 地域を対象とした活動 (児童の主体性を活かす児童館まつりなど)
 - (コ) 自主事業(各館の特性や地域性を活かした事業)
 - (サ) ボランティア活動

新(シ)児童と高齢者の交流事業

プラチナセンター利用者や地域の高齢者と児童が、郷土文化の伝承や折り紙、マジック、合唱などを通して交流を深めるとともに、児童が学校や塾では学べない知恵を体得する場づくりと、高齢者の活躍の場の創出と生きがいづくりを推進します。

(2) 高齢者福祉事業

ア プラチナセンター事業の推進

- (ア) 松本市プラチナ大学、生きがい講座の実施
- (イ) センターの利用団体の活動支援
- (ウ) 福祉入浴の実施
- イ 福祉団体の活動支援

松本市高齢者クラブ連合会・プラチナセンター利用者の会への支援

| 拡ウ 地域福祉・ボランティアセンター・児童福祉と連動した活動支援

(ア) 地域福祉活動への参加

プラチナ大学や生きがい講座の受講生・卒業生や高齢者クラブ連合会の会員等が、地域福祉やボランティア活動等に参加していただけるよう、地区担当職員や 地区生活支援員、ボランティアセンターから地域のボランティアや人材募集に関 する情報の提供を行い、高齢者の知識や技能を活かした地域活動を促します。

また、有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」の事業内容をプラチナ大学等の講座の中に盛り込み、プラチナ大学や生きがい講座の受講生・卒業生が地域のつむぎちゃんサポートの担い手になることにより、各地区における生活支援体制整備を促し、生きがいを持ちながら地域福祉活動が出来るよう取り組みます。

(イ) プラチナきらきら交流教室の実施

プラチナセンターにおいて、高齢者と児童が世代間交流を行えるイベントを 開催し、世代を超えたつながりや相互理解を育みます。

新(ウ)知恵と元気のプラチナ事業の実施

"地区の子どもは地区が育てる"を基本に、地区ごとにプラチナ世代の担い手 組織を立てあげ、食の交流と対話(雑談)などを軸とした世代間交流を展開する 団体を育成し、定期的な事業を実施します。

▋Ⅱ 暮らしの支援と権利擁護

◆ 重点目標

拡 1 暮らしの支援

障害や傷病、ひきこもり等により日常生活や就労に困難を抱えている方や、複合化・ 困難化した課題を抱える生活困窮者等を支援するため、当法人の関係部署及び行政、 関係機関、民生児童委員等と連携し、アウトリーチ支援による本会独特の伴走型支援 の強化を図り、尊厳あるその人らしい暮らしを支援します。

「松本市生活就労センターまいさぽ松本」の運営受託及び生活資金貸付事業により、 コロナ禍や物価高騰の影響等で生活に困窮した世帯への中長期にわたる家計改善の支援や、生活福祉資金特例貸付の返済が困難な世帯へのフォローアップ支援を行います。

2 権利擁護の推進

認知症や障害などの理由で判断能力が不十分なことから自ら助けを求めることが困難な方の権利擁護を図るために関係機関と連携し、成年後見制度及び日常生活自立支援事業等に適切につながるように支援します。また、成年後見制度利用促進地域連携ネットワークにおける中核機関を一部受託し、圏域の権利擁護を推進します。

◆ 事業概要

- 1 生活・就労の相談支援
 - (1) 生活就労支援センター(まいさぽ松本)

様々な理由により社会生活に困難を抱えている方に対し自立支援の相談を行い、 関係機関と連携して住居の確保や就労、家計再建の支援を行います。

- ア 生活困窮者の自立相談支援(ニーズの把握、自立支援計画の作成、関係機関との連絡調整等)
- イ 支援調整会議の開催(自立支援計画の協議、計画の共有・評価等)
- ウ 家計改善支援(相談者の家計状況の見える化、家計管理の意欲を向上)
- エ 食糧支援等の緊急対応
- (2) 生活資金貸付事業
 - ア 生活福祉資金貸付事業(受託事業)

失業、災害等により一時的に収入が減少した方や、療養、転居、就学等により 一時的な費用が必要になった方に対して相談を行い、所得等一定の要件の下で必 要な資金の貸付をします。

新 イ 特例貸付返済困難者支援

長期滞納者の状況把握や関係機関へのつなぎ、償還に関する案内等を実施します。

拡 イ くらしの資金貸付事業

低所得世帯に対し、緊急かつ一時的な理由による生活費の不足を補うため 3万円以内の資金貸付を行います。

また、利用世帯の経済状況に応じた償還計画を立て、貸付から償還に至るまで 継続的に支援を行うとともに、償還管理事務の強化を図ります。

2 権利擁護の推進

(1)成年後見支援センター

ア 中核機関業務の推進

「成年後見支援センターかけはし」を構成する2市5村と協力し、専門職を加えた松安筑成年後見ネットワーク協議会を開催します。後見等開始の前後を問わず被後見人を支援する「チーム」に対して法律・福祉の専門職団体や関係機関が連携して自発的に協力する体制づくりを進め、後見人等が孤立しない体制を構築します。

イ 担い手育成・活動支援

成年後見制度利用促進法における第2期基本計画の柱でもある担い手育成 について、今まで構築してきた土壌を活かし、引き続き担い手として活動でき る市民後見人の育成を行います。継続したフォローアップ研修や実務実習を実 施し、市民後見人として安心して適切に後見活動が行えるようし支援します。

ウ 法人後見の受任

認知症や障害などの理由により判断能力が不十分であっても、その人らしい生活が継続できるように、法人として後見人を受任します。法人後見の適否については、成年後見制度利用促進専門委員会(受任調整会議)を実施し審査します。

(2) 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など、判断能力が不十分な方に対して、 自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。

- ア 福祉サービスの利用援助
- イ 日常生活費の管理
- ウ 消費契約及び行政手続等に関する援助

3 生活支援事業の実施

(1) 福祉有償運送サービス・公共交通空白地有償運送サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者・障害者等の日常生活の利便を図るために有償運送サービスを実施します。

(2) 高齢者等配食サービス事業(受託事業) 高齢者・障害者等世帯の食生活の維持と見守りのため食事を配達します。

(3) 軽度生活援助事業(受託事業)

一人暮らし高齢者や高齢者世帯へ生活援助員を派遣して、草取りや周囲の片づけなど簡易な作業を行います。

(4)「ふれあいの家」(奈川地区)の管理運営

奈川地区における一人暮らし高齢者の不安解消・自立を図る居住施設と、高齢 者等の生きがい活動の場としての広間を併せ持つ施設の管理運営を行います。

4 奈川社会就労センターの運営

奈川地区内において身体上若しくは、精神上の理由又は世帯の事情により就労能力の限られている要保護者等に対し、就労又は技能習得のために必要な機会を提供し自立を支援します。

なお、施設の老朽化と防災上の観点から、地区内の別施設を改築し移転する予定と なっています。

┃Ⅲ 介護サービスの提供

◆ 重点目標

1 利用者の想いに寄り添う介護サービスの実現

利用者の尊厳を守り、利用者の自己決定が尊重される質の高い介護サービスを提供 します。また、ご家族や関係者と情報の共有を図りながら、利用者の安らぎや孤独感 の解消、ご家族の負担等を軽減します。

2 働きがいのある職場づくり

職員が自信と誇りを持って働けるような職場環境を整備し、内外に魅力的な職場づくりを進めます。また、資質向上のための研修に積極的に参加するなど、職員がスキルアップできる環境を整備します。

3 永続的な事業運営体制の整備

介護サービスの提供主体が多様化(サービスの市場化)している中、公的な法人と して、介護保険事業を永続的に運営(経営)できるよう、体制を整備します。

4 地域に根差した福祉ネットワークの構築

社協の介護サービス部門として、利用者の生活課題を解決するための会議等を、地域福祉・生活福祉部門と一体的に推進します。利用者や地域の支援体制を充実させるために、介護サービスの居宅介護支援専門員、訪問介護員、看護師、生活相談員等職員が連携を強化し、ともに生活課題の解決に取り組みます。

事業概要

1 永続的な事業運営を行うための経営改善

目標の見直しや収支状況の評価を行うことで、利用者や報酬の安定的な確保を目指します。また、そのための営業活動を積極的に行い、経営改善に努めます。

- 拡 (1)収支シミュレーションによる事業評価
 - 事業所ごとの評価に基づく利用率・稼働率等の目標設定と月次目標達成管理
- 新 (2) デイサービスの定員数・営業日・営業時間の見直し、事業の統廃合
 - (3)制度改正・報酬改定等への迅速な対応
- 拡 (4) 可能な加算の積極的な取得による報酬の確保
 - (5) 利用者や報酬の安定的確保のための営業活動
 - ア 地域包括支援センターや他法人からの利用依頼の積極的な受入
 - イ 利用者、関係者、当会の役職員等からの紹介による利用者の確保
- 新 2 地域・生活福祉部門と両輪による組織運営の強化(介護保険4事業連絡調整会議) 地域福祉推進会議との合同会議で情報を共有し、関係職員により利用者等を包括 的に支援します。
 - (1) 介護サービスを活用した地域課題の相談・対応
 - (2) 介護サービス利用希望者の情報提供・紹介(相談、マッチング)

拡 3 虐待防止・身体拘束適正化の体制の拡充

虐待防止・身体拘束適正化に関する指針・委員会等の範囲を、介護サービス(高齢

- 者)まで拡大し、障害福祉部門と連携して実施します。
- (1) 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針の見直し
- (2) 虐待防止委員会の整備及び定期開催(委員会は身体拘束適正化と一体的に実施)
- (3) 虐待防止及び身体拘束適正化のための研修会の実施

拡 4 人材の確保・定着・育成

- (1) 福祉の職場説明会等の参加、ハローワークとの連携強化
- (2)介護福祉士を養成している大学、専門学校等へのアプローチ
- (3) 若年層、有資格者等人材の確保、受入
- (4) 外部研修への積極的な参加。職員の能力向上とキャリア形成
- (5) 内部研修・勉強会の実施
- (6) 資格取得の促進及び支援
- (7) 事業所間の職員の交換研修

5 事業別実施内容

- (1) 共通項目
 - ア 地域ケア会議への参加
 - イ 特殊詐欺被害防止への取組み

新 ウ 事業所規模区分の変更(通所介護)

- ・地域密着型通所介護(安曇・奈川)
- ·通所介護(通常規模)(四賀)

拡 エ 加算の取得

- (ア) 処遇改善加算(新規)
 - ・処遇改善加算 I 、特定処遇改善加算(新規) 訪問介護事業(介護・障害)、訪問入浴介護事業、通所介護事業
 - ・処遇改善ベースアップ加算(新規):訪問介護事業(障害)
- (イ)サービス提供体制強化加算(新規)(通所介護)
 - ・サービス提供体制強化加算 I (新規)(奈川・北部)
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(新規)(梓川・きたはらっぱ)
 - ・サービス提供体制強化加算Ⅲ(新規)(梓川・認知)
- (ウ)特定事業所加算Ⅱ(継続)(居宅介護支援事業・訪問介護事業)
- (エ)サービス提供体制強化加算 I (継続)(訪問入浴介護事業)
- (オ) 加算取得へ向けた取組みの強化

新 オ 利用者数を基準とした人員の適正配置

新 カ 事業継続計画(BCP)の策定

キ 新型コロナウイルス感染症などの感染拡大対策の実施

- (2) 居宅介護支援事業
 - ア ケアプランの作成、モニタリング及び相談業務
 - イ 関係者・関係機関等との情報交換・連携
 - ウ 各種研修会・勉強会・事例検討会議等への参加及び開催
 - エ 主任ケアマネジャーの育成
 - オ 実習生・研修生の受入
- (3) 訪問介護事業(介護保険事業、障害児·者居宅介護事業)
 - ア 訪問介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 身体介護、生活援助、通院等乗降介助サービスの提供(介護保険事業)
 - ウ 身体介護、家事援助、同行援護等の実施(障害児・者居宅介護事業)
 - エ 研修会への参加・実施
 - オ 実習生・研修生の受入
 - カ 関係者・機関等との情報交換・連携
 - キ 有償運送サービスの提供(在宅福祉課・北部地区センター)
- (4) 訪問入浴介護事業(介護保険事業・在宅入浴事業)
 - ア 訪問入浴介護計画書、利用者状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 訪問入浴サービスの提供
 - ウ 研修会への参加・実施
 - エ 関係者・機関等との情報交換・連携
- (5) 通所介護事業(デイサービス事業及び介護予防教室事業)
 - ア 通所介護計画書、利用状況報告書の作成及び相談業務
 - イ 通所介護サービスの提供
 - ウ その他の通所介護サービスの提供 (認知対応型:梓川・北部、地域密着型:安曇・奈川・きたはらっぱ)
 - エ 通所型サービスA事業(介護予防教室)の提供(安曇・奈川・梓川・四賀)
 - オ 研修会への参加・実施
 - カ 関係者・機関等との情報交換・連携
 - キ 農園・農場の運営(四賀)
 - ク ナイトケア事業の実施(北部・東部)
 - ケ 地域の小・中学校との交流・連携
 - コ 利用者の家族向け介護者教室の実施(北部・東部)
 - サ 学生のボランティア・職場体験の受入

IV 障害者福祉の推進

◆ 重点目標

地域住民の理解をはじめ、社会福祉・地域づくり関係者等との地域や多職種と連携しながら、地域共生社会の実現に向けて障害者の社会及び日常生活が自立したものとなるように、総合的な支援・援助を行い障害者の社会移行を進めます。

本会の強みや特色として、地域福祉との連携、総合的な機能を生かした支援・援助ができることから、就労支援を通じて地域社会で自立するために、地域に開かれた施設運営、地域との交流を基本とした支援を行います。

本会が運営する障害者福祉施設では、障害者の自立に向けた組織的な支援に取り組む ため、それぞれの施設の特色を活かしつつ、各施設が連携した統一の障害者支援方針の 基本理念の実現に向け、障害者支援を行う関係職員の意識向上はもとより、資質の向上 と一体感の醸成に取り組みます。

その上で、各施設とも、より質の高いサービス提供と支援を行うための人材育成をは じめ、事業運営及び支援内容等について精査・研究を重ね、実行することを常に心がけ るとともに安定経営に努めます。

社会福祉法人松本市社会福祉協議会「障害者支援方針」(令和3年9月策定)

<基本理念>

- 共に考え、共に生き、共に笑える場所づくり
- 色とりどりの 自分らしさが輝く社会へ

本会が運営する施設を利用される一人ひとりが互いの違いを受け止め、共に助け合い支え合う心を持って活動するだけでなく、様々な立場の方々が共助・共感の理解のもと、障害のある方々が自分の意志により自分らしく生き、みんなが幸せになれる社会をつくることを基本としています。

<基本方針>

基本理念の考えを実現するために、次の基本方針とします。

- 利用者の主体性を重んじ、自分の行動に自信が持てるように支援します。
- 利用者の心に寄り添う環境づくりを心がけ、その人らしく笑顔で過ごせるよう支援します。
- 専門的な知識やサービスの向上を図るとともに、人材育成によりチーム力を 高めます。
- 利用者・家族・地域住民から評価される質の高いサービスを関係者と連携し 提供します。

1 自立生活支援

障害者が地域で共に暮らし働きながら生活する社会(共生社会)を目指すため、障害者自身が主体的に地域生活を送るための「生きる力」を身につける支援を進めます。

入居施設(グループホーム水汲「つむぎの家」)の短期入所(ショートステイ)に よる施設入居体験を通じて、障害者が地域で認められ、地域での存在を意識し、自信 を持った行動ができるように、支援施設(就労継続支援・共同生活援助)が連携した 指導と訓練により、共同生活を通じた障害者の自立支援を行います。

さらに、障害者の自立に向けた組織的な支援に取り組むために策定した障害者支援 方針の基本理念のもと、利用者の自主性、積極性、協調性、自覚等を促す指導方法を 検討し、各施設の特色を活かした支援内容の充実と質を向上します。

2 地域・日常生活支援

心身障害児の日常生活における基本動作の習得や集団生活の適応を目的に、しいの み学園での早期に適切な療育と機能訓練を通じて、障害児の心身の発達を促し、通園 児の個性に合わせ、保護者と共に行う子育て支援を一層充実します。

また、心身障害者福祉センターでは、障害者が自立した日常生活や社会生活ができるように各種活動や機能・適応訓練を通じた地域生活の支援を行います。

3 健全・適切な施設運営

指定管理施設(総合社会福祉センター、心身障害者福祉センター、しいのみ学園、 就労継続支援B型事業所5施設)及びグループホーム2施設の健全運営と新型コロナ ウイルス感染対策(予防・対処)、虐待防止対策(虐待防止委員会、手引き等)の適 切かつ万全な対応を行うとともに、障害の特性を踏まえた支援に関わる研修を積極的 に行います。

特に本年は、自然災害の発生や感染症の拡大等の緊急事態に際して、障害者福祉施設における防災・減災を図り事業の早期復旧、継続するための実践的な計画(BCP等)を組織内における研究・検討を重ね、計画策定に取り組みます。

また、昨年8月に策定した喫茶事業「Cafeポリジ」運営方針を踏まえ、当会の持つ総合的な機能を活かしながら、共同店舗5施設とともに、就労支援を通じた社会参加をめざし、地域や多職種事業者等との連携・協働を図りながら、地域に根ざしたまちづくりの取組みを進めます。

◆ 事業概要

- 1 相談支援
 - (1)障害者相談支援事業(相談支援センターにじ)
 - ア 相談支援

心身に障害を抱えた方の日常生活にかかわる相談に応じ、地域で安心して暮ら すための情報を提供

イ 障害福祉サービス等利用計画の作成

特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所として、関係機関と連絡調整のう え適切なサービス等利用計画を作成

精神障害者の支援技法等に関する研修を修了した職員を配置(精神障害者支援体制加算取得・平成30年度~)

- ウ 事業・事業所のあり方の検討
 - (ア) 事業・事業所の課題整理
 - (イ) 現在の利用者の状況整理・調整
 - (ウ) 関係職員によるプロジェクト会議の開催(今後の対応方針の決定)

2 就労継続支援

(1) 希望の家

<事業所目標>

「かけがえのない あなたが そばにいるから 希望が生まれ 希望が叶う」

- ア 地域住民との交流を通して、共に支え合い生きる力を蓄えることができる支援
- イ 利用者が安心して通所できる環境、信頼して相談できる雰囲気を作り、通所率 のアップと、関係各所への継続的な働きかけによる新規利用者の確保による安 定経営
- ウ 利用者のニーズや就労実態の変化に対応した支援を行い、一般就労や他事業所 への移行も視野にいれた運営
- (2) 喫茶「Cafeポリジ」
 - ア 地域との連携
 - (ア) 松南地区住民との「木陰マルシェ」共同運営
 - (イ)子どもから高齢者まで幅広い世代や障害者等を取り込み、ポリジを拠点と した事業展開(地域連携・多職種連携)
 - イ 共同店舗として
 - (ア) 5施設の強みをいかした自主製品等の展示・販売会の開催
 - (イ) 各施設の手づくり品を活かし、ポリジとの共同開発商品の販売

拡

ウ 一般就労に向けた取り組み

新

- (ア) ポリジや「木陰マルシェ」での活動・体験等を重ね、カフェや接客業務に 興味が持てるような取り組みの試行(他事業所との共同企画)
- 拡 (イ) 一般カフェとの交流を通して将来の道筋や憧れの創出
 - (3) 岡田希望の家

<事業所目標>

「仲間とともに 働く幸せ 人に役立つ幸せ 明るく 楽しく あきらめず」

拡

- ア 施設の大規模改修に向けた取り組みの強化
- イ コロナ禍で途絶えた地域からのボランティアの再構築、地域行事への参加等に よる地域住民との交流と地域における障害者理解に貢献する人材の育成
- ウ 利用者自らが立案、実施する活動(リフレッシュの日等)による自立生活力の 向上支援
- 拡 エ 草木染め製品の品質向上と地域における展示販売(カフェポリジほか)による 収入増加と工賃アップ
 - (4) 南ふれあいホーム

<事業所目標>

「あたりまえのことが あたりまえにでき じりつ (自立・自律) できる自分に なれる |

拡

新

- ア 見学者、体験実習生の積極的な受入れと関係機関への主体的な働きかけによる 新規利用者の発掘
- イ 利用者の通所モチベーション向上(通所率の向上)に向けた取り組みの推進
- ウ 就労移行、A型事業所、一般就労へのステップアップに向けた意識の醸成
- エ 地域イベントへの積極的な参加と交流、ポリジを核とする地域連携の推進と情 報発信
- オ にじいろ工房の目指すもの 「一歩ずつ、一緒に!」
 - (ア) 職員の見守りで作業を進めることで、できること、できないことを一緒に 確認し、食品づくりの喜びの体感、関心の喚起
 - (イ) 食品を提供するために守らなくてはならないこと (清潔の保持、物を大切 にする意識等)、日常の作業(掃除、洗い物、片付け)を学ぶことで、日常 生活の質の向上
- (5) 北ふれあいホーム

<事業所目標>

- 「(き)もちを1つに思いやり (た)すけあいの心をもつ (ふ)んばってあきらめず チャレンジする心 (れ)ベルアップを目指す (あ)かるく たのしく
- (い)つも元気で自分らしく」

- | 加 ア 障害相談支援事業所等の関係機関との連携による利用者の安定確保と一般就 労支援の強化及び通所率の向上
 - イ 新規受託製品の確保及び自主製品(新作パン)等の開発取組みによる収入の確保 と工賃アップ
- 新 エ パンの訪問販売を通じた地域とのつながり及び地区イベントへの積極的な参 加による地区住民との交流を生かした魅力ある事業所づくり
- 新 オ 店舗を活用したパン等の販売イベント開催による収入の確保及び地元地区住 民との交流による生きがいづくり
 - (6) 障がい者就労センター・はた

<事業所目標>「雨にも負けず 風にも負けず 太陽と緑と笑顔の仲間たち」 ≪合 言 葉≫ みんなでやれば なんでもできる できる! できる! やればできると信じよう!

- - イ 農福連携及び地域連携の取組みによる利用者の外部就労機会や生きがいづくり の場の創出
- | 対 新規受託製品の確保や農作物・木工品・手芸品の充実と販路拡大、独自販売会の開催による収入の確保と工賃アップ
 - エ 利用者が通所したくなるような事業所づくり
 - 3 児童発達支援・日常生活支援
 - (1) しいのみ学園
 - <事業所目標>
 - 「①あわせねがい いろとりどりにえがくみらいへ のびのびたのしく みんないっしょにはじめのいっぽ」
 - ア 児童発達支援事業、放課後デイサービス事業における子どもの状況に応じた適切な発達支援と療育の質の向上
 - (2) 心身障害者福祉センター
 - ア 在宅の心身障害者に外出の機会をつくり仲間との出会いや行動により、みんな の中で生きることの楽しさを実感できる空間づくり
 - イ 「やまなみ学級」での仲間との交流、生きがいを高める訓練、学習、創作活動 の実施
 - ウ 心身障害者の高齢者対策として、デフクローバー(聾高齢者の会)事業による 社会参加のサポート
 - エ 施設・病院・就労を利用しない狭間の在宅障害者居場所となる講座の開催

4 地域生活支援

- 拡 (1)総合社会福祉センター「ふれあいまつり」の実施
 - ア 世代や分野を超えてつながる喜びを実感できる空間づくり
 - イ 開催意義の共有から地域・多職種連携を視野に入れた開催内容の企画・検討
 - (2) 障害児者及び家族のリフレッシュ事業(補助事業:ふれあいバスハイク)の実施
 - (3)福祉団体の支援

本会内に事務局を置き、活動を支援します。

- ・松本市身体障害者福祉協会(身体障害者の福祉増進)
- ・松本市しいのみ会(障害児者の親の会)
- ・松本市手をつなぐ育成会(知的障害児者の親の会)
- 5 グループホーム
- (1) グループホーム井川城「にじの家」

<事業所目標> 「楽しくて 心落ちつく にじの家」

- ア 入居施設の「美化」と地域の「美化」への意識の高揚
- イ 入居者の主体的な地域生活活動への支援と地元町会・公民館との連携 (地域行事への入居者手づくり製品の提供など)
- 🖒 ・ ウ 休日のグループホームでの過ごし方と様々な社会資源の活用の提案
 - エ 地元医療機関との連携(利用者一人一人がかかりつけ医を作っていく)と緊急 時対応の強化
- 拡 オ 洪水の際の一次避難場所との連携、危機管理対策の強化
 - (2) グループホーム水汲「つむぎの家」

<事業所目標>「笑顔で帰ってきて ほっとできる場所 それが『つむぎの家』」 ア 入居者の共同生活の安定

- 新 イ 短期入所(ショートステイ)事業の運営
 - (ア) 短期利用者の自立支援と生活安定
 - (イ) 世話人の配置計画と基本スキルの向上、定期的な職員研修の実施
 - (ウ) 介助者のレスパイトサービスとしての役割の共有化
- 拡 エ 水汲周辺の地域資源の活用
 - (ア) 地元町会(水汲)及び地区担当職員(地域福祉・地域づくり)との連携
 - (イ) 利用者の障害特性を理解した地域支援と支え合いのまちづくりの検討
 - (ウ) 日中一時事業所等を利用した余暇の過ごし方の検討
- 拡 オ 自立支援協議会を利用した情報共有及び社会資源の発掘

■V 組織の基盤強化・発展

◆ 重点目標

1 持続可能な人事・給与制度の構築

令和3年度から進めてきた人事・給与制度改革を進め、採用条件の改善と均等・均衡 待遇の対応を行います。あわせて、職員の意欲、実績、能力を評価し、人事・給与に反 映させるための新たな人事考課制度を構築し、実施に向けて実践的な職員研修を行いま す。

2 財政改善

介護保険事業の収支が急速に悪化しており、組織の存続が危ぶまれる状況となっているため、従来からの取組み(稼働率の向上、経費削減)に加え、介護報酬の上位加算の取得、受託等事業のあり方の検討、人員配置の見直し等、法人全体で収支の改善計画を策定し実行します。

3 情報発信力の強化

本会に対する住民の関心を高め、地域福祉活動への積極的な参画を促すため、情報発信を積極的に行います。ホームページ及びSNSの活用方法・内容を再検討し、効果的な情報発信について研究協議を行います。

4 危機管理体制の強化

感染症及び自然災害に対応するための事業継続計画(BCP)の策定に取り組むとと もに、緊急時の職員間の連絡手段について改善を図ります。

◆ 事業概要

- 1 人事・労務管理
 - (1)人事制度改革
 - ア 職員の合意形成・労使協議
 - イ 規程改正、給与等システムの改修
 - (2) 人事考課制度の構築
 - ア 外部コンサルティングによる新たな人事者課制度の提案
 - イ 導入に向けた職員研修の実施
 - (3) 職員の育成
 - ア 社協職員としての階層別研修の実施
 - イ 労働安全衛生に関する全体研修の実施(ハラスメント防止、メンタルヘルス、 交通安全等)

2 財務

- (1)財政改善計画の策定
 - ア 財政中期シミュレーションに基づく経営方針の決定
 - イ 経営方針に基づく事業仕分け及び人員配置の見直し
- (2) 税制改正の対応

インボイス制度、電子帳簿保存法への対応

3 広報

新 (1)推進体制の見直し

- ・情報発信の目的の明確化と手段の検討
- ・広報編集会議のほか、ICT (情報通信技術) も含めた情報発信全般を扱う広報 委員会の設置
- 新 (2)ホームページの構成見直し、スマートフォン対応
 - (3) SNS (ツイッター、You Tube等) の活用方法の研究

4 危機管理

- (1) 自然災害と感染症に対応した事業継続計画の策定
- (2) 感染症対策指針の策定
 - ・委員会の設置・運営
 - ・規程の策定
 - ・研修、訓練の実施
- (3) 職員間の連絡専用ツールの導入検討

5 会務

- (1) 任期満了に伴う役員改選
- (2) 理事会の開催(定時3回、役員選定1回)
- (3) 評議員会の開催(定時3回)
- 6 施設の管理運営
 - (1) 総合社会福祉センターの管理運営(指定管理)
 - (2) 北部福祉複合施設(ふくふくらいず)の管理運営(受託事業)
 - (3) 梓川福祉センターの管理運営(指定管理)
 - (4) 奈川屋内スポーツ施設ほのぼの広場の管理運営(指定管理)